L'Enracinement

— D'une monographie à une approche de l'œuvre —

Hisashi Suématsu

Résumé

Rédactrice de la France libre à Londres, la jeune Simone rédigeait en quatre mois à peine plusieurs textes, pour ainsi dire « testamentaires » puisqu'elle allait mourir incessamment, dont cette œuvre majeure de philosophie politico-éthique du vingtième siècle, connue sous le titre de *L'Enracinement : Prélude à une déclaration des devoirs envers l'être humain*, éditée en 1949 dans la collection « Espoir » (Gallimard), dirigée par Albert Camus.

Dans cet essai, je commencerai par présenter le livre de Martin Steffens publié en 2007 chez Gallimard, portant sur une des parties cruciales de l'œuvre en question, « Les besoins de l'âme ». Je ne négligerai pas d'en relever plusieurs défauts, entre autres l'absence de références dans plusieurs de ses affirmations, alors qu'elles sont d'une grande portée et des plus intéressantes.

J'en viendrai à discuter d'un certain nombre de questions que le livre du critique suscite sur l'œuvre weilienne. En voici les principales :

- 1. d'abord de celle de l'exactitude du texte. Je dresserai un tableau syntagmatique des métatextes (chiffres marquant les parties et leurs titres ou sous-titres) des deux textes : celui de l'édition princeps (*supra*) et celui des Œuvres complètes, V, vol. 2 (Gallimard, 2013) et les placer vis-à-vis, afin d'en avoir une vue synoptique, nécessaire pour pouvoir parler de l'ouvrage avec précision.
- 2. d'un mot « illocutoire » qui se trouve dans le sous-titre de l'œuvre : « déclaration ».
- 3. d'une phrase aussi « performative » dans le corps du texte : « ...une fois que ces obligations ont été solennellement reconnues par la loi », phrase exorbitante, puisque « ces obligations », c'est Weil elle-même qui en élabore le concept tout en commençant l'œuvre en question ! Je réfléchirai sur cet aspect performatif de *L'Enracinement* par rapport à deux autres des écrits de Londres : « La personne et le sacré » ainsi que « Étude pour une déclaration des obligations envers l'être humain » (O.C., V, vol. 2, op, cit. ; Écrits de Londres et dernières lettres, coll. « Espoir », 1957).
- 4. et du concept de « la personne » ; que signifie-elle? et par quelle raison intervient-elle dans un débat où l'on parlait proprement des « droits de l'homme » ?

J'en arriverai enfin, par tâtonnements, à formuler une hypothèse étiologique.

シモーヌ・ヴェイユの『根づき』

―― ある研究書の紹介から作品に接近する ――

末 松 壽

人間存在は、現実的で積極的で自然な参加によってある集団の存在のうちに根をおろしている。その集団は過去のある種の宝物および将来のある種の予感を生きた形で保持している。自然な参加とはすなわち、場所、生まれ、職業、そして周囲の人々によっておのずからもたらされるものである。人間存在は各々多数の根をもつ必要がある。(『根づき』)

はじめに

山口日仏協会はその活動の一環として、2011年の春にシモーヌ・ヴェイユ (1909-1943) に関する著書を刊行した林裕之氏¹⁾ に依頼して、その年の秋、この哲学者に関する講演会を開いた。そののち林氏の講演を機会に、山口在住の人々のあいだにシモーヌ・ヴェイユの作品をフランス語原文で読みたいという数名の人々が現れ、その人々から筆者にもその会に参加してほしいとの意向が伝えられた。依頼が林氏へと行かなかったのは、彼が萩市在住で、山口までおいで願うのは無理であろうという簡単な理由からであった。筆者は、パリに留学していた1968年当時ヴェイユの文章を若干読んではいたが、教師職をつづけてきた者としてこの作家をあつかう授業をしたこともなく、研究者として論文に書いたこともなかった。けれども、要するに必要なのは著者のフランス語テクストをできるだけ正確に読むこと、そしてそこにおいて疑問になるすべての問題について考えることであって、それ以上のことに努める必要はないのだと考えるにいたった。それにこのように「在野」に研究会がつくられるのは極めて有意義であることは論を俟たず、依頼を引き受けた。その研究会への参加が筆者にとってこの度の文章のそもそものきっかけとなった。

ある研究書を紹介することから始めるこの文章は、筆者にとって分かること

と分からないこと、そこに欠けていて有ることが望ましいと思われること、そこから発して筆者にも考え得ること、あるいは考えなければならないと思われることについて記載することを目標とする。その場合、ヴェイユその他によるフランス語文においてであれ、翻訳その他の日本語文においてであれ、出現する語に細心の注意を払わなければならないと思う。思想は、『方法叙説』の著者も看破していたように行為において表出するが、また言葉との格闘を通じて錬成されるからである。

この報告は、恣意的に選ばれた一点のシモーヌ・ヴェイユ研究、すなわち以下の論説を対象とする。

Simone Weil, Les Besoins de l'âme, extrait de l'*Enracinement*+dossier par Martin Steffens + Lecture d'image par Bertrand Leclair, Gallimard, coll. « Folioplus » : philosophie, 2007, 132 pages²⁾.

まずこの文献の書誌をごく簡単に記載する。フランスの高等学校最終学年(la classe terminale du lycée) 以上の、従って具体的には主としてバカロレア準備の生徒ないし大学初学年者を対象とする叢書「フォリオプリュス」の一冊として刊行された本書は、ヴェイユの遺作である主著『根づき』(初版の、と今は明記しておく必要がある)の第一部「魂に必要なもの」③の抜粋である。それにマルタン・ステファン④の手になる「テクストの展望」と題する「一件書類」がついていて、重要語句、作品の思想史上の位置づけ、哲学者と政治、参考文献などについて解説をあたえている。ヴェイユに関する研究として筆者が紹介し批評することになるのはこの「一件書類」である。なお同書にはベルトラン・ルクレールによるカンディンスキーの「コンポジションIX」の分析が加えられているが、筆者はこれを一切考慮しないことを断っておく。

I. マルタン・ステファンのシモーヌ・ヴェイユ論

1. 『根づき』制作当時の状況

作品を思想史の展望に位置づけるために、ステファンは『根づき』制作の頃

のヴェイユと彼女のおかれていた状況を次のように説明している。長い引用文 を読もう。

1942年、シモーヌ・ヴェイユは父母とともにフランスを去ってニューヨークに渡る。ユダヤ人の家系であるヴェイユ一家には亡命は非常に重要であった。けれどもこの若い女性はそのことに固執しない。彼女は同じ年ロンドンにいたり、《Le Conseil national de la Résistance》「レジスタンス国民評議会」50に奉仕を申しでる。会には二重の目標があった。一つはフランスの解放に至るまで戦うことであり、もう一つは国をより強固にして、かつ善意の人々がもっと輩出するようにこれを新たな基盤の上に組織し直すことであった。(というのも、ドイツ軍がフランスに侵入した時、それは抵抗勢力に出会うことがなかったことをみんな記憶していた。)シモーヌ・ヴェイユは第一の目標に参加したかったのだが、健康が脆弱すぎるために第二の目標のもとに働くよう求められた。それが『根づき』、すなわちレジスタンス国民評議会がこの哲学者に割り当てた小さな事務室の中で、一気呵成に書かれ、しかし未完成で残されたほとんど書き損じのない著作である。

活動の場(terrain:「戦場」の意味でもある)にいることのできないことで、この人が地団駄を踏んだこと、またほとんど食べず、巻煙草を吸いまくる [...] のを想像することができる。ところでこの逸話は、一つの大きな話 (histoire: 歴史) に合流する。すなわち哲学者の政治への参加の歴史である。というのもロンドンのシモーヌ・ヴェイユはまたシラクーサのプラトンであり、フィレンツェのマキャヴェルリであるのだから⁶⁾。

以上の解説を読めば、素人には多くの疑問 ―真実そうなのか、何を根拠にそう言うのか、どうして著者にはそれが分かるのか等々― が現れてくるだろう。それらの疑問は次のように3種類に大別することができる。以下の諸項目のすべてに疑問符が付くのである。

1°. シモーヌ・ヴェイユの「レジスタンス国民評議会」との係わり 「評議会」の目指していた二つの目標 シモーヌの希望 彼女に与えられた仕事、またその理由 その仕事遂行中のシモーヌの生活ぶり

- 2°. 作品『根づき』について それが未完成であること ほとんど書き損じがないこと
- 3°. 二人の哲学者における政治参加との類似 シラクーサのプラトン フィレンツェのマキァヴェルリ

以上3種類の問題群は作品としての『根づき』を中心に考えれば、次のように整理し直すこともできる。まずは作品制作時の作家の生活とそれをとり巻く 状況、次いで残された物品としての原稿の状態、そして最後に哲学と政治的実 践との係わりをめぐる二つの事例との比較である。

まず第3の問題についてはここで検討する余裕はない。まもなく見るように、ステファンはじつは通常あまり見ることのない具体的でごく限定された事実にかかわる意味をそこにこめているのだが、もっと広い意味で、著者のあげる二人の先駆者とのヴェイユの知的な関係に限定するなら、読者にとってこれをある程度まで追認することは困難ではない。先ず一見逆説的と見えるかもしれない『君主論』の作者への関心は、旅行中に「花の都」からある友人にあてて書かれた1937年の書簡に見ることができるし⁷⁾、もっと明らかな証拠はその3年前『社会批評誌』に発表された「14世紀フィレンツェにおける無産者たちの暴動」における『フィレンツェの歴史』(Storie fiorentina)に従っての語りと分析に続いて、著者マキャヴェルリへの賛辞が先導する20頁におよぶ抜粋文(ヴェイユ訳)の存在である⁸⁾。

他方、ヴェイユのプラトンへの心酔はよく知られている。『ギリシャの源泉』は、武力を分析する『イリアッド』論(1940-1941)その他を収録した第一部につづき、第二部の主要部分は、ヘーラクレイトスの翻訳を別にすれば、論文「プラトンにおける神」をはじめとしていくつかの対話篇に関するノートないし抜粋によって構成されている⁹⁾。しかし哲学史の展望からするならば、1941年に書かれ(ヴェイユの多くの文章と同じように)長いあいだ印刷されることのなかった一論文における、いわゆる「西欧哲学」の時間・空間の枠を大幅に超えるとともに大胆に裁断を下すこの人の発言は、はるかにもっと注目すべきである。1999年に『著作集』において公刊された価値の観念をめぐる論考の中で、ヴェイユはこう書いているのである。

恐らく人類と同じように古く、かつ人類と同じように永続すると希望したい一つの哲学的伝統がある。哲学者を自任するすべての人々がではなく、その中の幾人かは一つの共通の泉からのようにこの伝統に霊感を受けている。その結果、彼らの思想はほぼ等価値(équivalentes)である。プラトンこそはこの伝統のおそらくもっとも完璧な代表者である¹⁰。

そしてヴェイユは『バガヴァッド・ジータ』もまたその伝統のうちにあると言い、さらに古代エジプトや中国にも例がありうることを示唆している。これはヴェイユ独特の、特異な歴史観、ロベール・シュナヴィエのいわゆる « contre-histoire » (対抗史観)¹¹⁾ の、哲学における一つの表現であるが、ここではプラトンおよび欧州の哲学に関する証言として参照するにとどめる。じっさい哲学者はこう続けているのである。

ョーロッパ近代においてはデカルトおよびカントを、より最近の思想家の間ではフランスではラニョーおよびアランを、ドイツではフッサールを挙げなければならない¹²⁾。

いわゆる「西洋哲学(史)」の時間・空間の枠を大幅に超えるとともに、逆に また大胆に裁断をくだす思想家の哲学観である。

さて他方、切実な疑問を起こさせるのは、作品の外的な事情との関係の領域にかかわる 1° および 2° である。そこでの著者の指摘はそれだけでは納得することのできる類のものではない。断定されているのは周囲の状況への対処という事実に関することであれ、文献という事物に関することであれ、いずれも実証的でいわゆる経験によって知られ検証される事柄に属する。それゆえ、何らかの事物や事実が問題の場合には、断定的な命題は証拠を挙げることによって納得させることができる。それをあるいは復元しあるいは引用することによっていわば「再生」するのである。ところがステファンの文章には「レジスタンス国民評議会」とシモーヌとの係わり方は、彼女の意向に反する仕事の分担のことと同様に、言明されるのみで証拠が挙がることはない。同じくまた『根づき』が「未完成のまま残された」とか「ほとんど書き損じがない」という指摘についても、著者本人による確認かあるいはその事実を原稿のうちに認めた人の証言か、あるいは本人に聞いた人の報告か、何らかの裏付けが必要であろう。かつてモンテーニュも告白していたように、「自分で見なかったものは、我わ

れは他者の手から信用して受け取る」¹³⁾ より他ないからである。そもそもこの著者による限り、読者にはヴェイユの遺稿の所在すら知らされることはないのである。(筆者は最近知ったのだが、それはフランス国立図書館(B.N.F.)が所蔵しているという。)

しかし書く行為に関しては、その習慣をもつ読者には経験に由来する当然の疑問もあろう。先ず読者はそもそも『根づき』が手書きの草稿として残されたのかどうかを知りたいのではあるまいか。もしそうであったのなら、制作に要した時間と残された文章の量から推断して作家が早書きの人であったことは否定できないのであるから、判読が困難なケイスは無いのだろうかと問うことができる。しかしこれは、常識に従ってタイプ原稿であったと推測すべきであろう。(他方我われはまだコンピュータの時代にはいない。)さらに「書き損じが無い」という指摘にはむろん絶対的な断定はできないとはいえ、いかなるノートも下書き類(ébauches, brouillons, aide-mémoire)もなしに(かどうかも知る必要がある)一挙に書いて、むしろかなりの分量の、しかも『根づき』のようにフランスを中心とする様々の歴史事実の解釈を踏まえて数々の政治・倫理哲学上の分析や批判や提言を練り上げるテクストを、いわゆる《premier jet》によって書き損じなしに作り出すのは至難の業と言うべきであろう。むろん悪文なら話は別だが。

じっさい多くの書き手にとっては¹⁴⁾、中途半端の断片や舌足らずの文章を補充し、分散している大小様々の語、語句、断片文を結びつけ、用語の統一を図り、あるいは逆に多様性を按配し、無駄な繰り返しを削除する一方で、冗長な物言いは簡潔に引き締め、論旨の展開にしたがって区分を設け、文章相互の前後関係や秩序を変更し、分割はそれが分節であることを明示するメタテクストの一種である《transition》(展開してゆく別物を関係づけ繋ぐ手続き、論議のいわば「関節」)¹⁵⁾ によって結合し、更には序列づけを工夫する... という骨の折れる作業が必要になるからである。それに例外もあるにせよ¹⁶⁾、多くの場合書き損じは避けられない。すでにほぼ完成している下書きをいわば写字生となって「清書」するときにのみ、「ほとんど書き損じのない」テクストは産出されるのが実情である。この事実に鑑みて文学《littérature》についてのあの言い得て妙なる警句は流布したのであろう。すなわち《Lis-tes-ratures》(君の書き損じを読みたまえ)である。シモーヌ・ヴェイユの工房は一体どんな風に作動していたのであろうか。もし下書きや別のヴァージョンがあるのであれば、少なくともそこに見出される異文(variantes)の記載とともに、洋の東西を問わず文献

学が練り上げてきた伝統に従って、テクストは批判版(校訂本、校本)として 出版されなければならないのである。異文もまた場合によっては参照されなけ ればならないからである。

このような要求は、一方ではすでに述べたように事実に関する証拠の提示への要請となり、他方では文献の印刷の段階での様々の配慮のそれとともに、また書き手の書きつつある当の文章に関する、当の文章の内部に見られうるノートつまりメタテクストとともに呈示されなければならないということである。こうして筆者の物言いはステファンからカミュに遡及することになる。その名を冠して貴重な文献群を公刊した「希望」叢書には、ともかく先ずは早急に出版するという意向が強かったのか、遺憾なことに学術的な精密さは欠けていると言わざるを得ない。草稿への直の参照による情報の呈示が全くないのである。

もし記述が何か先行する研究に基づくのであれば、一じっさい(哲学者をふくむ)作家、作品、流派や思潮などにかんする知識は、しばしばこの種の間接的な性格をおびる一、書き手はその旨を記すことが必要であろう。彼はその発言の真実性を自分では必ずしも保証せず、責任を他人に委ねることを明記するのである。更にまた、出所の明らかでない風評にすぎない場合には、そのことを明かすこともできる。場合によっては、記述内容に自ら批評的な距離を滑り込ませるために、これを故意に行うこともあろう。修辞的な技法である。

さて以上の批判は批判として、先に進むために我われはどうすればよいのか。 研究者の主張するいくつかの命題は証拠をつけての証明がないのであるから、 ことに重大な発言はそれをそのまま真理として肯定することはできない。しか し逆にすべてを全面的に拒絶する必要もない。そうではなく、暫定的にいわば 括弧でくくって了承し、もしかしたら後に別の形でその真偽が判明することに なるかも知れない問題として受取るのである。そうならなければ、命題はいつ までも要するにせいぜい仮説としてとどまることになる。

ところでステファンの書物には、この女性哲学者の政治参加(上記 3°)に関するもっと端的な、きわめて射程の大きな示唆もある。ただしこれまた論証を伴わない断定であることはすぐに判明するであろう。これが次の話題となる。

2. 『根づき』に賭けられた政治上の使命

重要語句の説明の部分で、著者はこう書いている。

『根づき』の中心問題 (l'enjeu) は、1945年の解放されたフランスにとっての新しい憲法の基礎を定義することであり、そのためには肉屋の技術がその限界を超えて外科技術となることが必要である。すなわち、この憲法の基礎を据える概念 (義務および魂の必要とするもの) が、そのもっとも隠れた分節に至るまで、現実につき従うよう気を配らなければならないのである¹⁷。

文章の主旨は、二重の必須の概念:《obligation》(義務) および《besoin de l'âme》(魂の必要とするもの、魂にとって必要なもの)が、習慣的な実践を超えて真の知識とならなければならず一プラトン的な料理人と医者のトポスの応用一、かつまたそれが人と社会の現実の細部に至るまで実現されなければならないということである。ところでしかし、読者が途方もなく驚かざるを得ないのは、他でもない。引用前半にいうところの、この書が「1945年の解放されたフランスにとっての新しい憲法の基礎を定義すること」《définir les fondements d'une nouvelle constitution pour la France libérée de 1945 》を目指していたという命題である。

これはもちろん先に見たロンドンの「レジスタンス国民評議会」での任務のことであろうが、論者の指摘を信ずる限り、ヴェイユの仕事はある意味で公的な要請にもとづく公的な性格のものであった、と考えざるを得まい。実際フランス解放の暁に発布されることになるであろう憲法の基礎を定義するという仕事の目指すところには、単に私的な、可能ならばといった類の願望や意欲、あるいは独り善がりの思いこみ以上のもの、以外のものがあったに違いないと思われるのである。言い換えれば、私のレヴェルを超える途方もない事の重大さを考えるなら、両当事者のあいだの「契約」とか「約束」がたとえ言い過ぎで場違いの言葉であるとしても、何か一種暗黙の了解のようなものは少なくともあったのではないだろうか。

ひるがえってしかし、このような国民・国家レヴェルの重要性をもつ任務が、そう無造作に、たとえアグレジェではあれ一介の高校教師に委ねられるものであろうか。いったいこの当時、この女性の労働運動や無政府主義的なあるいはまた純正なマルクスの思想を要求する政治活動家ないし論戦家としてではなく、(政治)哲学者としての知名度はいかほどのものであったのだろうか。ヴェイユ自身、この世の悲惨の一面として、例外を認めない命題によって指摘して

いた嘆かわしい事態は、当然彼女自身にも当てはまるはずであっただろう。『ゴルギアス』523からの長い引用に続いてヴェイユは、あたかもフランス古典時代のモラリスト達に呼応するかのごとき指摘を行っているのである。

たとえどんなに賢明で目利きで正しい人でも、他人の身体的外観 (aspect physique) によって、さらにはもっとその社会的地位 (situation sociale) によって影響されないような人は存在しない。想像力の効果。服装に無感覚な人はひとりとしていない¹⁸⁾。

人が身につけているにすぎない物品、本質的にその人とは全く別の異物がそして肩書が当の本人と看做されていく傾向である。それが示唆する観念を基準として、すべてのものを、殊に人物を判定しがちな我々の世界のふるう「裁き」を、彼女はプラトンのテクストから発して論難しているのである。それは他方、別の面ではヴェイユが決して評価しなかったパスカルのいくつかのパンセ¹⁹を連想させずにはおかない。ただヴェイユの場合には、後に見ることになる最晩年の《la personne》をめぐる批判的な考察に結実していく指摘であることを予告しておこう。

世間はこの指摘を指摘者その人にも充て得ただろうと言う時、それは哲学者の営む哲学の価値とは何の関係もないことを言う必要があるだろうか。価値は学者の社会的地位によって決まるわけではない。例えばフランスにおける高校の哲学教師の哲学は、大学教授のそれに劣るなどという判断は必ずしも正しくないのである。実際ある無視できない意味でその逆ですらありうることを、ラニョーやアランを例にとって野田又男はいみじくも指摘したことがある。すなわち、

... 教わる学生の大部分は、哲学の研究者になろうとするのではなくて、他の学問や職業に携わるのである。それで世界認識と生き方とを全体として問題にするという哲学の原義は、大学における哲学の専門研究においてよりも、高等学校の教育の中で、よりよく発揮されるといえる。もし理想的な高校哲学教師があるとすると、それこそ本当の「哲学者」であって、大学における哲学教授はかえって部分的な「理性の技術者」にとどまることが多いといえるであろう²⁰。

ステファンの解説文にもどる。奇妙に思われるのは、著者ステファンが上記の重大きわまる発言を、何ら驚くべきことではなく当然の、あるいはすでに遍く知られた事実ででもあるかのように、自分が初めてこれを発見したのだ、それを今ここで世界に向けて開示するのだというような昂揚した調子でではなく、従ってすでに述べた批判を筆者は繰り返すことになるのだが、言明を正当化するためのいかなる手続きもなしに、つまり誰それ(本人をも排除せず)の残した証言であれ、書簡やさらには取り交わされたかもしれない了解をしめす書類であれ何であれ、根拠たり得るものにまったく言及することなく、また事の持ち得る例外的な重要性をいささかも強調するでもなく、なにも今更驚くべきことではないと見なしているかのごとき印象を与える書き方をしている事実である。それゆえ論証の必要も無いという訳である。

以上は『根づき』の制作の事情についての容易ならぬ、しかし残念ながら証拠なしの断言である。それに対して筆者の取る立場は、基本的には先に表明した括弧でくくって条件付きで受容するということに尽きる。

ところでステファンは、より具体的にこの著書の基本概念である義務にかか わる同じく生成論的な指摘を行っている。その箇所が我われにとって最後に参 照する著書の文章となる。

3. 『根づき』の基本概念:義務

「思想史の中での作品」の部分の一節を読まなければならない。

「レジスタンス国民評議会」は彼女に « Déclaration des droits de la personne » (ペルソンヌの権利宣言) と題される草案を起草するよう依頼していた。1942年に書かれた La Personne et le sacré (ペルソンヌと聖なるもの) と題された文書の中で、哲学者は「ペルソンヌ」および「権利」なる観念を危険なものとして真先にしりぞける。フランスを建て直さなければならないとすれば、それは国を崩壊に導いた基盤の上にではあり得ない。というのも市民をしてまずはそのペルソンヌとその権利とに気を配るよう習慣づけたがために、平和よりは快適さのことを気遣う無関心の状態に陥って、フランスはその傍で敵なるドイツを成長するがままにしてしまったのである。これらペルソンヌと権利の観念よりは、ペルソンヌによる祖国への服従の思想を好むべ

きであろうか。それも違う。「最大の危険は、と彼女は書いている、ペルソンヌが集団的なものの中にとびこんで、溺れようとする傾向である」、と。シモーヌ・ヴェイユは1932年にドイツを訪れ、いたるところでこの犠牲の精神を感知したのだった。それをヒトラーはその誇大妄想によって徹底的に利用していったのである。フランス人たちが《je》(私、俺)と言って祖国を見捨てるとき、ドイツ人たちは《nous》(我われ、私たち)と言って祖国へと身を投ずるのである 21 。

この解説についてもいくつかの疑問はある。それらはたいてい相関関係にあるが、大まかにいくつかに区分することもできる。

- 1°. レジスタンス国民評議会によるヴェイユへのある草案 (projet) 依頼の事実の確認。先の件の場合と同様である。
- 2°. ところで依頼されたのが「ペルソンヌの権利宣言」というタイトルの草案であったということの真偽。二つの語 « déclaration » および «la personne » について信憑性の確証が要求されるだろう。その理由は間もなく明らかになる。
- 3°. 著者はこの依頼に応じて書かれたのが1942年の « La Personne et le sacré » なる論考であったことを暗黙に断定しているが、そのことについては、おそらく論考そのものをもって追認することができるだろう。事実そこでは、「権利」および「ペルソンヌ」の概念が仔細に批判され、それらに代わって「義務」が、そして「あなた」や「私」のうちに在る秘かな「聖なるもの」が主張されるからである。これは後に確かめる。

以上から、疑問は抱えつつも、依頼に端を発して書かれたという論考は、まだ取り上げていない同時期の他のいくつかの論文とともに²²⁾、『根づき』とのあいだに緊密なテクスト間関係を形成していると予想することができる。これらの論考は、間もなくより精密に見ることになるが、今は大まかに、ある意味で準備ないし下書きとなって著者の死の直前まで書かれる未完の大作へと結実したと述べておこう。

ここまで3か所にわたってマルタン・ステファンの『根づき』初版のいわゆる「第一部」についての解説を紹介した。制作当時の作者および作者をめぐる 状況、作品の生成、そしてその主要テーマについて重要な指摘が見られた。けれども指摘には、それを正当化しそれを証明し納得させる論拠は示されず、要するに断定に終わっていることを確認した。 「証明なき断定を議論することはない」²³⁾ という活動家シモーヌ・ヴェイユのマクシムを応用し、このような事態を説明するでもあろう事情の詳細な考証に入る必要はあるまい。主として二つの事由が考えられることをここでは簡単に述べるにとどめる。一つは小論の冒頭で指摘したように、ステファンの著書を収めている叢書が、リセの最終学年以上の学生、つまりバカロレア準備課程以上の学生を対象とした企画であることである。言ってみればこれは教科書ないし受験参考書、研究よりはむしろ教育を主たる目的とした著作であるという点にある。むろんその種の書物が独創的であることを妨げる理由はないとしても、それは少なくとも大筋においては研究の動向を踏まえたものでなければなるまい。ところで二つ目にまさにこの研究にかかわる事情もあった。というのは、ステファンによる書物の発表された2007年当時、『根づき』および同時期のヴェイユの執筆活動に関するより精密な知識を入手することは困難であったという事情である。

実際、筆者があげつらってきた様々の疑問のうちのいくつかについては、その数年前に公刊されていたリュシイ女史によるヴェイユ『著作集』(1999年刊)の提供する該博な年譜²⁴ (無論それを受入れるならば)によって解決するのではないかと思われる。しかし、哲学者の主要な著作を収めたこの大部の著書もまた望むべき批評性を備えていず、場合によっては不可解な欠落を見せることもある。一例を挙げれば、学生シモーヌの高等教育修了証(D.E.S. 1966年以降修士に代わる)取得論文である『デカルトにおける科学と知覚』²⁵ はその「序論」しか収録していず、途方もないことだが、編者によるこの切断についてその事実もその理由も一切説明されていないのである。そして何より、1943年8月のシモーヌ・ヴェイユの没後70年を経てようやく日の目を見た(とはいえ、モリエールの『ドン・ジュアン』やパスカルの『パンセ』などに比べれば、大した遅延ではない)正確で、かつ詳しい紹介や注釈つきの校訂版全集一すでに折に触れて参照してきた(注釈11および22参照)一の、テクストについては無論としてその注釈や校注によって大幅に解消することが期待される。

*

さて筆者は、先に述べたように、当の研究書の言明にかかわる種々の疑問はいわば括弧にくくって、その主旨を条件付きで暫定的に受け入れることにする。 そしてステファンの書によって筆者に示唆される二三の問題をここで指摘する ことによって、作品としての『根づき』へのアプローチを図るための可能な端緒を開きたいと思う。じっさい著者ステファンの命題に矛盾しないどころか、むしろそのいくつかについては、これを支えるかと思われるテクスト上の事実を指摘することもできるだろう。

Ⅱ. 『根づき』へ

まず大まかに予告すれば、筆者には次の3点が扱われて然るべきだと思われる。

- ―― 作品に冠するメタテクスト、ことにその副題に現われる « déclaration » なる用語の問題。 語のもつ特殊性 ―オースティンに倣っていえば、ある特定の設えられた状況において私が「私はこれこれを宣言する」と言うならば、それによって私は宣言という行為を遂行するのであって、行為を記述するのではない― に鑑みて、それがテクスト本体との間にもつ関連、そしてそれが端的には世界との関係においてテクストをどのようなものと規定するのかを考えることである。
- ―― 作品テクスト内に存在し、これまた作品外状況とのある関連を示唆すると思われるいささか奇妙な文章、多くの哲学書に通常見ることのない類の文章の存在を指摘すること。
- ―― そして最後に、ヴェイユにおける « la personne » の語義の逆説的な面を 暫見すること。これら3件はじつは互いに相関関係にある事項であることが判 るだろう。

しかしその前に準備として、出版された『根づき』テクスト全体の構成について触れておく必要があろう。それによってステファンの復刻した「魂の欲求」のテクストに実は重大な欠落があることも判明するだけでなく、新たな問題も見えてくるからである。

1. 『根づき』テクストの構成

同じ出版社から刊行を見た二つのテクストが問題となる。一つは1949年に 公刊された初版の(注釈3参照)テクストであり、もう一つは2013年の全集版 のそれ(注釈11参照)である。それらを整理した一覧表をご覧いただきたい。

二つの『根づき』テクストの照合

(以下ギユメは引用文、丸括弧は筆者による記載、アラビヤ数字は各版での 頁を、点線は両テクストにおける対応をしめす)

「希望」叢書版(1949年)				全集版 (2013年)
« Première Partie: Les besoins de l'âme », 7-41				
(Préambule), 9-14	٠	•	•	(Préambule) , 111-117
« L'ordre », 15	٠	•	•	I, 117*1
« La liberté », 17	•	•	•	II, 119
« L'obéissance », 18	•	•	•	III, 120
« La responsabilité », 19	•	•	•	IV, 121
« L'égalité », 20	•	•	•	V, 122
« La hiérarchie », 23	•	•	•	VI, 124
« L'honneur », 23	•	•	•	VII, 125
« Le châtiment », 24	•	•	•	VIII, 126
« La liberté d'opinion », 26	•	•	•	IX, 127*2
« La sécurité », 35	•	•	•	X, 136
« Le risque », 35	•	•	•	XI, 137
« La propriété privée », 36	•	•	•	XII, 137
« La propriété collective », 37	•	•	•	XIII, 138
				XIV, 139*3
« La vérité », 38-41	•		•	XIV, 140
« Deuxième Partie: Le déracinement », 43-158				
(Préambule), 45-46	•			XV, 142-144*4
« Déracinement ouvrier », 46-72	•	•	•	« Déracinement ouvrier », 144-174*5
« Déracinement paysan », 73-89	•	•	•	« Déracinement paysan », 174-192*6
« Déracinement et nation », 89-158	•	•	•	« Déracinement et nation », 192- *7
« Troisième Partie: L'Enracinement », 159-249*10				
				, 284 ⁸
				, 286 ⁹
(addition: « suite à la dernière phrase du texte »*11				

reproduite à partir du 2° tirage), 251-256

注釈:

- ***1.** ローマ数字での番号は作者による草稿余白での書き入れ。しかしそこに見出しや行の空白はない (O.C., V, vol. 2, p. 117, note 2)。
- *2. 他の「必要なもの」のそれに比べて並外れて長い記載である。
- *3.「根づき」に関する未完の一文。この項目は補完されて最後のXVに置き 直される。XIVには代わって「真実の欲求」が入る。
- *4. 「草稿ではアラビヤ数字での | 番号 (p. 140, note)。
- *5. 「草稿余白への作者による後かららしい記載」(p. 144, note)。
- *6.「作者の与えた見出し」(p. 174, n. 草稿上の本格的な見出しかそれとも余白への書き込みかは原注では不明)。
- *7. 「草稿余白への後かららしい記載」(p. 192, note)。
- *8,9. 星印のみ。タイプ原稿の本文にも余白にもメタテクストは無い。編者注もない。
- *10. この箇所に対応するテクストは全集版では p. 260に始まる。ただし主題の分節をしめすような行の空白もメタテクストもない。つまり形式的には «...et nation » の文章が続いていると見える。
- *11. この追加された箇所に対応するテクストは全集版では p. 359に始まる。そこに1行の空白はあるがメタテクストはない。空白に続く文章は手書きなのか。全集版の編者は「いくぶん大きな文字で書かれていて、シモーヌ・ヴェイユは [用紙上に] 番号をふっていず」、また追加は初版において「第2刷から挿入された」ことを注記している (p. 358, n.)。

もちろん初版(左欄)は読者にとって読解を助け導く工夫をこらしている。順序の設定(第一部、第二部...)や見出し(「魂に必要なもの」、「根こぎ」...)などメタテクストを使用するとともに全体を三つに分け、それぞれのテーマを確定することによって見事な構成をまとわせる。「第一部」において、その見出しに根本的な哲学的原理としての「義務」の明示が²⁶⁰脱落していることを除けば、見事な構成となっている。そこでは時間および空間に限定されない「人間存在」あるいは「魂」の生にとって必須のものの列挙と説明が行われる。ついで「第二部」は、時空の中でのフランスを中心としたヨーロッパ、ひいては世界の歴史において観察される根こそぎのプロセスの分析である。そこでは対抗史観が展開を見る。そして最後に「第三部」は、同じく時空の中での人間存在と集団とのあるべき状態への復帰に寄与するための様々の提言や注意であ

る、と思われる。かくしてテクストはフランス作文法における「黄金の」三分割によって一つの弁証法的な円環を描くことになる。

しかしながら、全集が公にした草稿の状態を見せる校訂版テクスト(右欄)との対比によって判明するのは、『根づき』の論理的に完璧な全体性を実現する端正な構成は、じつは「希望」叢書版がヴェイユの草稿を使用して作り上げた「独創的な」解釈であり、観念的な決定に他ならないという事実である。じっさい残されたタイプ原稿上には、初版のいわゆる「第一部」については「部」の区分も見出しも無く、あるのはせいぜい余白に記載されたローマ数字(および僅かにはアラビヤ数字)による順序の指示だけなのである。ある解釈学派にとってその言説の原理であり出発となっているニーチェ(『権力の意志』、N°481)をもじって、けだし「事実なるものは無い。あるのは解釈だけだ。」と嘯くことのできるケイスであろう。その上、もしかしたらこのスマートな意匠のおかげで、1949年の『根づき』初版は商業的な成功を一筆者の見ているのは1952年の印刷になる第32版である一さらにまた学術的な!成功を博したのかもしれない。

他にも「不幸な」と呼ばれて仕方のないイニシアティヴが見られる。この版が「第二部」と命名する「根こぎ」の部分の冒頭に、まるでその部分の序言ででもあるかのように置かれた項目「根づき」は、原稿ではじつは第XVの番号をもつ魂の必要とするものの最後を飾る項目なのである。作品にとっても作者にとっても、その直前に記載されるところの「真実の欲求」よりある確かな意味で貴重なのだと考えるべきであろう。だがこれに初版は躓いた。多くの哲学者たちにとってもそれは逆説であったであろう。実際には、「最も重要だが最も知られていない魂の必要物」²⁷⁾と形容される「根づきの欲求」のほうが列挙を締めくくるに相応しかったのである。「根づき」はまた作品の標題ともされた。誤った初版につづいてこれを再版したいくつもの出版は、《Idées》叢書のテクストはもちろんとして『著作集』も日本語訳もすべてこれに倣っていて、どの版にもこの事態を不審とする注記など全く見られないのである。いったん刊行されるや、テクストは暗黙のうちに著者自身の決定したテクストと信じられ、途方もない権威 (auctoritas) を帯びてしまうことが判る。

最後に、さらにもう一つ作品の理解にかかわる重大な差異が見えてくることを指摘しなければならない。初版のいわゆる「第二部」は、労働者、農民、国民にかかわる三分割を見せているが、最後に来る「根こぎと国民」については、ヴェイユの残した原稿では、開始のあと原稿の最後に至るまで二つのアス

テリスクを別にすればいかなる明白な区分も切断もなく、従って人間存在のあるべきであろう状態への回帰の部分、つまり論理的な分節とそれに続くとされた「根づき」の存在は、じつはテクスト上に与えられた事実ではなく、草稿のあり方に対する限りでは恣意的と呼ぶほかはない初版制作者たちが選んだところの決定にすぎないのである。あえて言えば「でっち上げ」である。その是非はしたがって読者の読みに委ねられることになる。分節をしめすメタテクストを設けていない草稿の状態を忠実に受け取って根づきへの上昇を認めないことも、その逆の可能性もまた解釈すべき問題となり得る。言い換えれば、「国民」における根こそぎについての議論が最後までつづくと読むべきか、それとも著者は、論理的に転回があるにもかかわらず一行の空白とか何らかのメタテクストによってそれを草稿上に呈示することを怠たり、もしくはそうする時間が無かったのか、あるいはまたもしかしたら書かれて然るべきであったかもしれない「根づき」の部分は、ついに書かれずして終わったのか。これらの問題が提起され得るのである。

さて予告した問題に入ることにしよう。

2. 『根づき』の副題に見る « déclaration » について

サブタイトル『人間存在に対する諸々の義務の宣言へのプレリュード』²⁸ は、それが引き込む一連の事実によって注目に値する。まず、行為の遂行を意味する「宣言」という語は、また同時に格式ばった語でもある。それは作品が何か形式にのっとった正式のものであり、そして例えば同じく遂行的であることに変わりはない個人的な約束などとは違って、多数の人々に向けた政治的な射程をもつ性格のものであることを示している。意味と言うよりむしろ語そのものの自己規定、身分であり、言ってみれば語そのものがすでに高らかな「宣言」なのである。

ところでこのサブタイトルは、まず知らない者がいないある歴史上の有名な一文書への参照をおこなっている。もちろんフランス革命の端緒を飾る政治行為となった『人権宣言』、正確には『人間および市民の諸々の権利の宣言』²⁹⁾ に他ならない。ところで副題は謙虚に、これは宣言そのものではなく、遂行さるべき行為の下準備、露払い、「プレリュード」にすぎないと明言しつつ、同時にしかし人類にとってのいわば金字塔でありつづけているテクストに

«hypertexte»を代置して、それを単純率直に否定する。人間にとって必須のものは権利などではなく義務である、と。この換骨奪胎の理由は、フランスのいわゆる近代を形成する契機となった大革命の思想的な誤謬と、それが如何なる弊害を生んでいるかを指摘し、書きつつある著者の根本思想を提示する作品冒頭において明かされる。これまたすでに言及した対抗史観のもう一つの例である。

ところでこの「宣言」という現実社会での実行による人々への働きかけを意味する語そのものの使用は、作品中で副題に現われるのみであるが、これを支えあるいは裏付け、公的な一定の行為を明示的に想定していると理解される奇妙な文章は、じつは本文中にも見出されるのである。これが次のテーマとなる。

3. 行為遂行の言明:『根づき』からその一付属文書へ

すでに見たように、初版のいわゆる「第一部」は、本質的なのは権利ではなく義務であることを論ずる序論に続いて、「魂の必要とするもの」として、「秩序」から始めて「自由」「服従」...と15におよぶ項目を挙げて説明している。これら「必要なもの」(besoins)一文体上の理由から、冨原訳にならってこれを「魂の欲求」と表記することもあるが、「欲求」がそうであり得るように、主観的でしかないものやまして恣意的なものを考えてはならない³00 — の列挙の第9番目にくる《La liberté d'opinion》(意見の自由、言論の自由)(先に注記したように、異様に長い論述を有する項目である)の説明において、著者は突飛なと思われかねない一つの提言をしている。「作者の責任を問わず」また「読者へのいかなる忠告も含まない」という厳格な条件付きで、「絶対的な自由」を認める一種特別な叢書を設置しようというのである。それによって自由な探究、知性の自由を担保しようとの示唆である。しかし、と著者は続ける、

反対に意見とよばれるもの、すなわち事実上人生の導き方に影響をあたえることを目的とする出版物は行為を構成するのであって、あらゆる行為と同じ制限に服さなければならない。換言すれば、それら出版物はいかなる人間存在に対してもいかなる不当な損害も与えてはならない。とりわけそれらは人間存在に対する永遠の義務の、明示的であれ暗示的であれ、いかなる否定をも含んではならないのである。 つとたび をも含んではならないのである。 一度それらの義務が法によって厳粛に承認

された暁には31)。

いわゆる中庸ではなく均衡を重視する哲学者は、絶対的な知性の自由を認めかつ勧めるための制度を創案する一方、一種の「真実の審問所(tribunal)」の設置を提案して、避けえたはずの誤謬や虚言は、著者が認めて改めない限り処罰の対象にしようというのである。可能な例として、右翼の雑誌『グランゴワール』のある捏造記事とともに、奴隷制をめぐるジャック・マリタンの一命題が古代ギリシャに対する名誉棄損のかどで槍玉に挙がっている320。

けれども何より奇妙なのはいうまでもなく、最後の節: « une fois que ces obligations ont été solennellement reconnues par la loi. » である。この表現は、これまた現実政治への、端的に立法府への関与を意味している。「厳粛に」は、あの「宣言」とおなじく相似た類の儀式性を含意する語である。

ところでそこで言う「人間存在に対する永遠の義務」とは何なのか。それはまさに書記行為の現在において、著者が練り上げ提示しつつあるところのものに他ならない。そして注意すべきは、著者自らそれが国の法律によってまもなく承認されることを予想し予定し信じていて、それがすでに実現した事態一それは半過去時制による反実仮想の夢ではない一を想定した書き方をしているのである。ヴェイユのテクストは、新しく生まれようとしている国家体制のために起草され、新体制の誕生とともに新しい法律として正式に書きこまれることになる文書であると認識されているのであろうか。もしそうであれば、それは新たな共和国を律することになる新憲法の構想そのものを方向づける文書でなければならないであろう。1789年の『人権宣言』が、いわば《praetextus》として1791年9月3日のフランス初代憲法の前にそれを導くものとしておかれたように、『根づき』は同じような実践的な展望の中で書かれた文章であるということになるだろう。

以上の推測が、ステファンの断定を支えることに寄与することは言うまでもない。とはいえ、解釈を誤りなくもっと精密に記述するためには、そこに或る限定を加えなければならない。「法によって承認される」という受動態の文章の主語は、「人間存在に対する永遠の義務」であることを忘れてはなるまい。そのことによって、仮に著作『根づき』を問題の文書と考えるとしても、もしかしたら « consécration » の対象になると考えうるのは、せいぜい作品冒頭の、先に II の 1 のリストにおいて「第一部」の « Préambule » 「序」と呼んだまさしく「義務」が論じられる部分(全集版では pp. 111-117; そして「希望」叢書

版では pp. 9-14) に限られることになるであろう。

しかし実はここで『根づき』の一部分を候補とする必要はない。というのはれっきとして名指されて然るべきテクストがほかに在るからである。それは、先に全集版が『根づき』の「付属文書」扱いをしている旨指摘した「人間存在に対する諸々の義務の宣言のためのエテュード」(注22)である。じっさいその奇妙なタイトルを有する文書の中に、同じく注目すべき見出しの短い文書が見られるのである。まず「公式の宣言の真に前文となるかもしれない要約テクスト」、それに「信仰告白」³³⁾である。ことの厳粛さに鑑みてそれ以外には考えられなかったと推測される宗教用語《profession de foi》を、ここでは「信条の宣言」とでも翻訳すべきであろうか。前者は後者の締約テクストである。両文書には異文も見られ、ヴェイユがそれらを何回も書き直したことがわかる。その上、最後に置かれている「実際の適用(《application》)」において、著者は「この宣言が国における生活の実践的霊感となるために」必要な条件として、2ヶ条の注意を補足している。曰く、

第一の条件は、これが民によってその意図において採用されることである。 第二の条件は、何らかの性質一政治、行政、司法、経済、技術、信仰 (« spirituel »)、その他一の権限を行使しまたは行使することを欲する者は、 これを実践的規則として採るべく決断することが要請される。³⁴

さらに、行為遂行的発言としての宣言は「私」によってなされなければならないという必須の条件もまた、オックスフォードの言語哲学者は未だシモーヌの視界に現われてはいないものの、当然一つの要請であった。上記につづけてヴェイユは、「それゆえ誓約には「人間存在の必要とするもののうち、私に依存するものにもっと特別に注意しつつ」を加えなければならない...」⁵⁵と書いているのである。宣言するのは彼や彼女ではなく「私」でなければならないからである。

以上が永遠の義務宣言の遂行に関する事柄の概略である。この問題をめぐって、筆者には主に二つの問題が問われると思われる。一つは、実証的な領域、つまり『根づき』起草の頃のシモーヌ・ヴェイユに依頼された仕事のことをもっとよく知ることである。「自由フランス」はこの人に正確にはいかなるテーマの、かつ何を目的とした考察なり文章なりを要請したのか。いかなる形での要請であったのか。返答文書はどう扱われることになっていたのか、などである。

根本的には、哲学者の「国民評議会」とのいわば「法的な」関係を知ることであろう。もう一つは、上記に関連していわゆる実践としての「宣言」にかかわる詳細である。いったい「法的な承認」と言われる手続きは、ロンドンの自由フランスからヴィシー政権後の新たなフランスへかけてどのようなプロセスをたどるべきだったのか。そして何故に結局それは実現しなかったのか³6... むろん『根づき』に付属する上記文書をさらに厳密に読む必要があるが、同時にこの種の疑問は、先にステファンの命題を読む機会に述べたように、出版の事情に大幅に左右されることも否めない。現時点においては、様々の資料類の中でもことに全集第5部第1巻『ニューヨーク・ロンドン文集』、そして全集第7部の『書簡集』第3冊の出版がまたれる所以である。同時にしかし社会的な実践とのかかわりに劣らず重要な課題は、『根づき』における政治にかかわる理論と実践との関係を考えることであろう。出発点となるのは、魂の欲求および永遠のと言われる義務をめぐる問題の考察である。

4. « la personne » をめぐって

最後に、時間的には前後することになるが、ステファンを読む機会に湧いていたもう一つの疑問を取り上げる。上記見出しの用語をめぐるじつは一連の問いである。これまた開いたまま残すか、せいぜい仮説を表明することになる問題であるが、筆者の手探りの一端を報告する。レジスタンス国民評議会がヴェイユに起草を依頼した案件のタイトルは、解説者によれば《Déclaration des droits de la personne »「ペルソンヌの権利宣言」であった。先に筆者は、依頼の事実に加えて、確かに間違いなく二つの語《déclaration》および《personne》が用いられたのかどうかの検証が必要ではないかと自問したのだった。ここでは後者を取り上げることになるが、おおむね次の三つの事項について考えることが適当であろう。すなわち、

- この概念はヴェイユの周囲で扱われていたかどうか
- 一 語義の問題
- 一 ヴェイユにおける概念の問題化の事情である。

1) « la personne »: 現前と不在

『全集』第5巻第2分冊の編集者は、すでに言及した『人間存在に対する諸々の義務の宣言のためのエテュード』を紹介する文章の中で、つぎのような情報をあたえている。

「国家改革委員会」(Commission de la Réforme de l'État)のメムバーたちはロンドンで一つの「人間と市民の諸権利の宣言」を準備していた。[筆者注:1789年のそれと文字通り同じ標題。ただし《déclaration》には不定冠詞《une》が先導していて、これで「もう一つの」の意味になる]。アンドレ・フィリップは、1942年11月7日ニューヨークで「人間の諸権利の新たな宣言」なる主題で講演を行っていた。[ロンドンへの出発間際のシモーヌがこの講演に出席したか否かは不明らしい]。その決定版テクスト「人間と市民の諸権利の宣言」を『闘うフランス』誌は1943年8月14日付けで刊行する。シモーヌは4月15日にミドルセクス病院に入院した。彼女は多分『根づき』も『人間存在に対する諸々の義務の宣言のためのエテュード』も「委員会」に提出することはできなかった。これら二つのテクストは[フィリップの]当の「人間と市民の諸権利の宣言」に言及していない³7。

それだけではない。編者たちはもう一つ、シモーヌがニューヨークで会っていたジャック・マリタンの著書にも言及し、次のように推論している。

彼女は、新たな宣言の必要を訴えるジャック・マリタンの『人間の諸権利』³⁸⁾ を読んでいた。[他方] 読むことはできなかったとはいえ、シモーヌ・ヴェイユは『根づき』および『エテュード』において [フィリップの]『... 宣言』 の準備段階のもしくは起草を導いていた思想の 一彼女の眼にうつる一 ある種の欠点を攻撃した可能性がある³⁹⁾。

以上の紹介文を信頼をもって拝読することしかできない筆者にはしかし、これらの指摘のおかげで、ただ一点だけはより確実でより一般性をもつ結論を提起できると思う。というのは、ヴェイユの周囲における問題の立て方は、フィリップにせよマリタンにせよ、いずれも「人権」思想の補強ないし更新であり主張であったに違いなく、「民主制」ないし「民主政治」と同じように20世紀以後における善意のヒューマニズムにとっての合言葉、いわば一種の「キーワード」となる運命にあった人権思想そのものを、真に問題化することなどまった

く考えられなかったのではないだろうか。それに対してヴェイユは『エテュード』においても『根づき』においても何よりもまず権利思想の批判から始めているし、そしてそれに代えて「義務」を前面にだすのである。更にこれらとテクスト間関係を形成する『ペルソンヌと聖なるもの』は、ペルソンヌ概念の非本質性を様々の観点から観察し、それと権利とのいわば無邪気な結合を厳しく非難する時、これら学者たちの立論を事実上、しかも根底から攻撃していると考えることができる。義務の前には、これらの思想は、その他の合言葉とともに、まさにプラトン的に(おそらくまたヴェイユのあまり評価しないアリストテレス的に)しごく無造作に拒否されるのである。ヴェイユはこう書いている一

「あの人は自分のペルソンヌを前に立てる」と言われるとき、非難が表明されている。ペルソンヌはそれゆえ善(le bien)には無縁(étrangère)である。民主制(démocratie)の濫用が話題になる。民主制はそれゆえ善には無縁である。ある権利をもつことは、それを善用したり悪用したりする可能性を引き込む。権利はそれゆえ善には無縁である。反対にある義務を完遂することはいつでもどこでも善である。真(la vérité)、美(la beauté)、正義(la justice)、同情(la compassion)はいつでもどこでも善である⁴⁰)。

多かれ少なかれシニスムに支配されている我われの世界であるがゆえに愚か しいと思われかねない同情について、ヴェイユの説明の一端を聴いておくべき であろう。

脆さにたいする同情は、と彼女は書いている。つねに真の美にたいする愛に結びついている。私たちは、真に美しいものは永遠の存在を保証されて然るべきであろうに、じつはそうではないと強く感じているからである⁴¹。

「ペルソンヌ」の現前と不在のコントラストは、奇妙なことに同時代のヴェイユ自身の文書から文書にかけてもみられる。このことに触れておこう。

2) ペルソンヌ、ペルソーナ、「人格」

直近の周囲が好んで権利を主張する時に義務を語るように、ヒューマニストたちが当然のこととして好んで「人間」を語るときに⁴²⁾、ヴェイユは一方では「魂」を主張し、他方では「ペルソンヌ」を審問する。後者はしかし、じつは

突如としてしかもいささか孤立して問題化されたように見える。というのも主著『根づき』冒頭の権利批判の箇所では「ペルソンヌの権利」と言う表現は用いられず、そもそも「ペルソンヌ」のテーマは出現しないのである。筆者が、ヴェイユへの依頼論考の正確なテーマの語が確認される必要があると指摘したのは一つにはそのためだった。言い換えれば、«la personne»批判は、筆者の記憶違いでなければまず『ペルソンヌと聖なるもの』においてのみ一度限り主題化されたかと思われるのである。今はそのことを指摘するにとどめ、その理由についてはまもなく考えることにする。

ところで筆者は « la personne » の語義解明の困難をまえにたじろぎ、これを 原語のままに表記してきた。これは日常生活において「人」が問題になる限り 頻繁に出現する語でありながら、あるいはむしろそのために多義性をまとっ ている。«person» (英) や «persona» (伊、羅)、その他ラテン語やラテン文 化、そしてキリスト教の影響を受けた諸言語においても同様である。ところで 日本語訳は躊躇うことなくこれを「人格」と訳している。この漢字の表現がま た西洋の諸言語における対応語に劣らず多義的である。それゆえ、この熟語を 採用するのであれば、いかなる意味でこれを理解すべきなのか ―ひるがえっ てそれによって原著における語そのものの訳者による理解も明かされることに なったであろう―、注釈を付して説明すべきではなかったであろうか。筆者が この語の採用にアプリオリに困惑を覚えるのは、恐らくより頻繁により適切に 「人格」と置き換えざるを得ないと思われる近親語 « personnalité » (personality, personalità, personalitas) との異同をどうするのかが問われることになるか らである。双方を同一視してよいのか。ヴェイユにおいても « personne » は « personnalité » と混同されているというのだろうか。この用語の語義を当の論 考を通じて析出する必要があろう。

ところがこれは、本稿の枠を超える一大テーマであることに思いいたる。それは西欧思想をつらぬく重要な一神学、哲学、法学にかかわるのみならず、人々の日常の行為や感情におよぶ一 概念として「ペルソーナ」の思想があるからである。今道友信の一文を引用する。

西洋文化の人類史に対する、最も偉大な寄与の一つは、明らかに、それが キリスト教との関連において、persona (ペルソーナ)といふ概念を形成した こと及びそれについてのその後の考察である⁴³。 そうだとすれば、ヴェイユの議論はこのペルソーナ思想の展開との関連で一それは西洋思想を翻訳する日本語の問題ともなる一、いやその内部で検討されなければなるまいからである。問題は開いたまま残すことになる。

3) ペルソンヌ批判の標的

さしあたって筆者には、この概念の導入について一つの仮説を提示することはできると思う。これが本稿の最後の論点となる。すでに述べたように、フィリップおよびマリタンがとりわけ「人間」と「権利」との結合した概念を擁護するのに対して、彼女は「ペルソンヌ」を批判し、それと「権利」との結合を非難する。ところで、この「ペルソンヌ」の問題化には実は、よく知られたある現代思想の批判が相伴っているのである。微妙な要点を単刀直入に明かす論考冒頭を見よう。

「あなたは私の興味をひかない」。これはある残酷な行為を犯して正義に反することなしに、誰かが誰かに宛てることのできない発言である。

「あなたのペルソンヌは私の興味をひかない」。この言葉は親しい友人たちのあいだの親愛な会話に入ってきても、友情にひそむ敏感に傷つきやすいものを傷つけることはない。

同様に「私のペルソンヌは物の数ではない」と言っても自分を卑しめることにはならないが、「私は物の数に入らない」というならば、そうなってしまう⁴⁴。

論旨は次のように整理することができる。

- 1. 「私」「あなた」が指すものと « la personne » の指すものとの相違。前者はすぐ続いて「各人」 (chaque homme) 「この人」 (cet homme) とも言われる。
- 2. その相違は後者にないものが前者にはあるという事実に存する。
- 3. 前者にのみあるもの、それはすぐに « quelque chose de sacré » 「何かしら聖なるもの」と呼ばれる。
- 4. 日常の言語生活はこの事態のうちに在って、人間関係における善もしくは 悪の出現にかかわり得る。

以上に直ちにつづけて、ヴェイユは名前は出さないものの周知のある思想家の展開している「思潮」(courant de pensée) 一流布している社会思想にすぎないとの評価— を引き合いに出す。

これは personnaliste と呼ばれる現代思潮の用語法が間違っていることの証拠である。用語法に由々しい誤りがあるまさにその領域で、思惟に由々しい誤りがないということはまず考えられない。

誰にでもなにか聖なるものがある450。

こうして論文は端緒から、ファシズムおよびコミュニズムをともに断罪して « le personnalisme » なる思想を主唱し、殊にカトリックの「進歩的な」知識人 に多く読まれるという月刊誌『エスプリ』を創刊し(1932年)、主幹として健 筆をふるい、フランスの最も重要なオピニオン・リーダーの一人と目されて いたエマニュエル・ムニエ460 を槍玉に挙げる。しかしその批判の仕方には奇 妙なものがあって、注目すべきである。間違っている、と断ずるムニエの用 語法(vocabulaire)を全く参照せず、その誤謬とやらを例示する労を取らず、 « personne » という語の介入する日常の発言と似て非なる発言との比較を行うだけなのである。いったい、ヴェイユ自身が区別する二つのものをペルソナリスムは混同している一判明性の欠如一というのか。ヴェイユ自身が絶対的なものとの対比で矮小化する「ペルソンヌ」概念を、さも最重要のものででもあるかのように称揚し擁護している一批判力の無さ一 というのか。あるいは各人のうちなる「聖なるもの」を知らない 一注意力つまり知性の鈍さ一 というのか。この非難は、「念入りな」という意味でも「礼儀正しい」という意味でも丁寧さを欠く振舞いと言わなければなるまい。

ともかく、論文冒頭から「ペルソナリスム」が批判されるという事実に、著者の心理的な理由を見ることができるのではないであろうか。これが筆者の仮説である。つまり、周囲の著名な思想家たちの主張をまるで知らぬげに、「人間」ではなくその類似語《personne》を殊更にあえて取り上げたのは、それによって、権利批判のついでに元々承認することのできなかったペルソナリスムを攻撃する絶好の機会にもなるだろうし、この機会を利用しようという動機があった、もしくはたまたまそれが出現したのではないだろうか。

同じ論文の少し先においても、ペルソナリスム批判はふたたび噴出する。ぶっきらぼうな批判のし方に疑うことができるかと思われた少なくとも否定的な感情は、あるいは書記行為の持続の中でやや鎮静したのか、「現代思潮」と極付けられたものは「哲学」と言い直され、それでも拒絶に変わりはないが、著者は知識人の社会におけるペルソンヌに関する誤解の要因の彼女自身による解釈

を提示するのである。最後にその文章を引用する。社会のある現実、現代の現 実の重要な一面に対するヴェイユの批判的ペシミスムをそこに読むこともでき る。

人間にあってペルソンヌは悲嘆にくれている。寒さにふるえ、隠れ場と暖かさを探してうろつきまわっている。

そのことは待機状態であるとしても、社会からの評価に熱くつつまれている人々からは知られていない。

それゆえペルソナリスムの哲学は、庶民の環境にではなく、職業がら名前と評判とを享受し、もしくは享受しようと望んでいる文筆家たちの環境において生まれかつ広まったのである⁴⁷。

以上、マルタン・ステファンの概説書の読みに触発された筆者の『根づき』 をめぐる手探りを報告した。所与を整理し、いくつかの問題の困難を説明し、 場合によっては仮説を立てて研究の方向を探った。

(九州大学名誉教授)

注 釈

はじめに

- 1) 林裕之『シモーヌ・ヴェイユと神の愛』、福岡、梓書院、2011年4月。
- 2) シモーヌ・ヴェイユ「魂に必要なもの」、『根づき』からの抜粋。+マルタン・ステファンによる関連書類+ベルトラン・ルクレールによるイマージュの読み、ガリマール社、フォリオプリュス叢書「哲学」、132頁。
- 3) S. Weil, *L'Enracinement: Prélude à une déclaration des devoirs envers l'être humain*, Gallimard, coll. « Espoir », 1949. 後にも見ることになるが、この初版テクストの第2部は « Le déracinement » 「根こぎ」という見出しを、そして第3部は作品の標題と同じく「根づき」という見出しをもつ。
- 4) マルタン・ステファンは1977年生まれで、(ヴェイユと同じく) 哲学の教授資格者 (agrégé)。メス市のルイ・ヴァンサン高等学校の哲学教師。2004年より同市の大学 でも講義を担当しているという。

T. マルタン・ステファンのシモーヌ・ヴェイユ論

- 5) この評議会の初代議長はその創始者ジャン・ムーラン (J. Moulin, 1899-1943) であり、第1回の集会は43年5月27日に開催された。ム―ランはほどなくフランスでゲシュタポに逮捕され、拷問のあとドイツへの移送中に死去 (6月)。
- 6) M. Steffens, op. cit., p. 77.
- S. Weil, « Lettre à Jean Posternak » (1937), dans les Œuvres, édition établie sous la direction de Florence de Lussy, Gallimard, coll. « Quarto », 1999, p. 644.
- 8) S. Weil, «Un soulèvement prolétarien à Florence au XIV^e siècle » (1934), dans les Écrits historiques et politiques, Gallimard, coll. «Espoir », 1960, pp. 85-101. なおこの『フィレンツェの歴史』の引用箇所(L. LII, ch. 12-17)は以下の仏訳でも読むことができる(Histoires florentines, dans les Œuvres complètes de Machiavel, éd. É. Barincou, Gallimard, « la Pléiade », 1952, pp. 1087-1098.
- Voir S. Weil, La source grecque, Gallimard, coll., « Espoir », 1953, pp. 77-136 et pp. 137-148.
- S. Weil, « Quelques réflexions autour de la notion de valeur », dans les Œuvres, op. cit., p.
 124.
- 11) R. Chenavier, « Avant-Propos II: Les fondements d'un pouvoir spirituel », in Œuvres Complètes de S. Weil, V, vol. 2: L'Enracinement: Prélude à une déclaration des devoirs envers l'être humain, Gallimard, 2013, pp. 62-67. なおここで « contre » の意味は例えば « contre-réforme » (対抗改革) の場合のそれであろう。
- S. Weil, « Quelques réflexions autour de la notion de valeur », dans les Œuvres, op. cit., pp. 124-125.
- 13) Montaigne, *Essais*, éd. établie par J. Balsamo, M. Magnien et C. Magnien-Simonin, II, XXXII, Gallimard, « La Pléiade », 2007, p. 759.
- 14) この段落での記述はいくらか Jean Guitton, *Le travail intellectuel* (1951), dans les *Œuvres Complètes*, t. III, Desclée de Brouwer, 1971, p. 211に負っている。
- 15) テクストに関するテクスト、即ちメタテクストの種類としては、注釈、標題(および見出し、目次)、備忘録そして繋ぎ(transition)を挙げることができる。拙論「『パンセ』とメタテクスト:未完成エクリテュールの徴候についての試論」(1)、山口大学『独仏文学』第7号、1985年、1-18頁;同(2)、山口大学『文學會志』第36巻、1985年、69-84頁; « Les *Pensées* et le métatexte : essai sur le symptôme de l'écriture inachevée », *Equinoxe*, No 1, 1987, pp. 27-54参照。
- 16) 筆者は、フランスのある学者の体験談としてサルトルの草稿にはほとんど書き直し

がないという話を聞いたことがある。

- 17) M. Steffens, op. cit., p. 63.
- 18) S. Weil, « Dieu dans Platon », dans La source grecque, op. cit., p. 85.
- 19) 対人関係や階級間で先入見や誤謬の原因として作用する想像力の効果については、パスカルの『パンセ』のとくに次の断章参照: *Les Pensées*, l'édition L. Brunschvicg (Garnier-Flammarion, 1976): 82, 304, 307; l'éd. L. Lafuma, in *Œuvres Complètes* (Seuil, 1963): 44, 87, 828: l'éd. Ph. Sellier (Mercure de France, 1976): 78, 121, 668.
- 20) 野田又男「リセの哲学者―ラニョーとアラン」、「哲学講義《行動 I》付録月報(3)」、 筑摩書房、1976年10月、1頁。
- 21) M. Steffens, op. cit., pp. 79-80.
- 22) 部分的な照応を示す論考はべつにして、少なくとも次の3編は挙げなければならない。
 « Étude pour une déclaration des obligations envers l'être humain » (人間存在に対する 諸々の義務の宣言のためのエテュード) (S. Weil, Écrits de Londres et dernières lettres, op. cit., pp. 74-84; 田辺保・杉山毅訳『ロンドン文集とさいごの手紙』、勁草書房、1969年、84-97頁)。
 - « Remarques sur le nouveau projet de Constitution » (新たな憲法草案に関する考察) (op. cit., pp. 85-92; 田辺・杉山訳、98-106頁)。
 - « Idées essentielles pour une nouvelle Constitution » (新たな憲法のための本質的な思想) (*op. cit.*, pp. 93-97; 同上、107-112頁)。
 - テクスト間関係どころか、全集版は第一のテクストを『根づき』の付属テクストと している (*O. C.*, V. 2, *op. cit.*, pp. 95-105)。
- 23) S. Weil, « Quelques remarques sur la réponse de la M.O.R. », dans les *Ecrits historiques et politiques*, *op. cit.*, p. 198. M.O.R. については編者注(*op. cit.*, p. 197. n. 1)参照。
- 24) S. Weil, « Vie et Œuvre » dans les Œuvres, op. cit., pp. 35-93. なお上記注釈7、10参照。
- 25) S. Weil, « *Introduction à Science et Perception dans Descartes* » (1929-1930), *Œuvres, op. cit.*, pp. 113-117. 女子学生は上記のような « Introduction à » の先導する表題の論文をではなく、「序論」に続いて「第一部」「第二部」そして「結論」で構成される論文を書いたのである (Voir les *O.C.*, t. 1, Gallimard, 1988, pp. 159-221). この「序論」のみを出版するのであれば、曖昧きわまる « à » で済まさずに、 « *Introduction* », extrait de « *Science*… » とでも表示して印刷すべきではなかったか。

Ⅱ. 『根づき』へ

26) 「義務は誰であれ人間存在の魂および身体にとっての地上的な必要物を対象とする。

それぞれの必要物には一つの義務が対応する。それぞれの義務には一つの必要物が対応する。] (S. Weil, Étude pour une déclaration des obligations envers l'être humain, O.C., V, 2, op. cit., p. 99; coll. « Espoir », op. cit., p. 78). ならば「義務」には「必要物」と同等の扱いをして然るべきであっただろう。

- 27) S. Weil, L'Enracinement, O.C., V, 2, op. cit., p. 142; coll. « Espoir », op. cit., p. 45.
- 28) 作品の標題ならびに副題に関する微妙な問題については全集版, V, 2, op. cit., p.109参照。この点では全集版は初版に従っている。なお冨原眞弓による日本語訳(岩波文庫、2010年)は、内表紙にフランス語の(副題を含む)標題を掲げながら、副題そのものはなぜか和訳していない。
- 29) Déclaration des droits de l'homme et du citoyen (du 26 août 1789), dans les Constitutions de la France depuis 1789, présentation par Jacques Godechot, Garnier-Flammarion, 1970, pp. 33-35. なおこの『宣言』は1793年に発布されるフランス国初代憲法の劈頭に掲げられた。
- 30) 著者自身 « besoins de l'âme » の語義について「それらを決して欲望 (désirs)、気まぐれ (caprices)、むらき (fantaisies)、悪徳 (vices) と混同してはならない。」との注意を喚起している (*L'Enracinement, O.C.,* V, vol. 2, *op. cit.*, p. 117; coll. « Espoir », *op. cit.* p. 14).
- 31) S. Weil, L'Enracinement..., O. C., V, 2, op. cit., p. 129; coll. « Espoir », op. cit. p. 27.
- 32) S. Weil, L'Enracinement..., O.C. V, 2, op. cit., pp. 140-141; coll. « Espoir », op. cit., pp. 39-40).
- 33) S. Weil, « (Texte condensé qui pourrait peut-être vraiment constituer le préambule d'une déclaration officielle?) », « Profession de foi » dans l'Étude pour une déclaration des obligations envers l'être humain, O.C., V, 2, op. cit., pp. 91-105; coll. « Espoir », op. cit., pp. 74-80. 前者の丸括弧および疑問符はヴェイユによる。「希望」叢書版は、言語行為の観点からはより重要かもしれない前者を収録していない。従って日本語訳も。なお日本語訳は《Étude》を「試論」と訳出しているが、実際にはこの語は、ある企画などの実現を想定したその予備調査という意味をもつと筆者には思われる。
- 34) S. Weil, « Application pratique », dans l'Étude pour une déclaration des obligations envers l'être humain, O.C. V, 2, op. cit., pp. 104-105; coll., « Espoir », op. cit., p. 84.
- 35) S. Weil, ibid., p. 105; coll. «Espoir », 同上。強調点筆者。
- 36) 『著作集』の「年譜」は、シモーヌが1943年6月15日 (その死の二ヶ月あまり前)、 病院から両親にあてた手紙の一節を引用している。「ボリスにお会いでしたら、必ず 彼に伝えてください。私は善きことにも悪しきことにも何においてもいかなる責任

も持たなかったし、持っていないし、持つことを望むこともないでしょう、と。でなければ、いっそのこと橋の下で夜を過ごしたいものです。」(《Vie et Œuvre》 dans les Œuvres, op. cit., p. 90). 『根づき』において、健全な一定の距離を保つ、元々用いられていた表現で、シモーヌがとりわけ「ロンドンのフランス人たち」(les Français de Londres) と名指していた(殊に初版「第3部」冒頭の数頁参照)抵抗組織での奉仕の挫折、そして組織との最終的な決裂に少なくとも関連する言葉であろう。

- 37) R. Chenavier et P. Rolland, « Présentation » de l'Étude..., O.C., V, 2, op. cit., p. 93.なお A. Philip (1902-1970) (シモーヌの7歳年長) は、法学教授で、1936年社会党国民議会議員。1940年9月ペタン元帥への全権付与に反対票を投じ、レジスタンスに参入。1942年7月ロンドンの自由フランスに合流し、43年以後その国民内務弁務官 (commissaire) の役職に在った (voir O. C., V, 2, op. cit., p. 93, n. 1による)。
- 38) J. Maritain, Les Droits de l'homme et la loi naturelle, New York: Ed. de la Maison française, mai 1942. 前項はむしろ単純に『人権』と訳すことができる。42年7月6日にニューヨークに到着したシモーヌは、当時 New School for Social Researchの教授であったマリタン(1882-1973)と知り合う。9月マリタンは彼女をドミニコ会士クテュリエ師に紹介する(『著作集』「年譜」85-86頁)。なお上記著書に対してヴェイユはその「ローマ的」神認識をめぐっても批判している(L'Enracinement, O. C., V, 2, op. cit., p. 341).
- 39) R. Chenavier et P. Rolland, « Présentaton », op. cit., pp. 93-94.
- 40) S. Weil, « La personne et le sacré », dans les *Ecrits de Londres et dernières lettres, op. cit.*, p. 30; 田辺・杉山訳、上掲書、28-29頁。和訳では « personne » は「人格」と、 « compassion » は「あわれみ」と訳されている。因みにフランス語には « démocratisme » (民主主義) なる語は存在しないことを指摘しておきたい。対応する語は米語でも稀で、イタリヤ語では « democratismo » は « democrazia falsa »「似非民主制」を意味する。
- 41) S. Weil, L'Enracinement, V, 2, op. cit., p. 251; coll. « Espoir », op. cit., p. 148.
- 42) 『根づき』 初版はテクスト本体で自ら提出した見出し《Les besoins de d'âme》を、巻末の目次では《Les besoins de l'homme》と誤記している。知性の惰性の徴候?これを少なくとも第32版(印刷:1952年)まで訂正しない。逆に言えば、哲学者における《besoin》と《âme》との連辞は世の《doxa》に反する発想であったということでもある。筆者の想起によって追加すれば、カミュが事故死した時、彼のヒューマニズムを語るある新聞記事は、「すべてを疑わねばならぬ。ただ人間をのぞいては(excepté de l'homme!) |という大見出しを掲げたのだった。
- 43) 今道友信『東西の哲学』、TBSブリタニカ、1981年、62頁。

- 44) S. Weil, « La personne et le sacré », *op. cit.*, p. 11 ; 田辺・杉山訳、上掲書、3頁。なお引用40)参照。
- 45) S. Weil, *ibid.*; 田辺·杉山訳、同上。
- 46) E. Mounier (1905-1990). シモーヌの 4 歳ほど年長。『著作集』の年譜によれば、すでに1937年3月ヴェイユはムニエに宛てて一通の書簡を送っていた。組合運動、その国民との係わり、そして階級闘争あるいは階級協力 (collaboration de classe) についてであったという (*Œuvres, op. cit.*, p. 71)。
- 47) S. Weil, « La personne et le sacré », op. cit., p. 21; 田辺·杉山訳、上掲書、16頁。